

平成27年度 第1回千葉市公園等活用事業者選定委員会 議事録

1 日 時：平成27年10月29日（木）午前10時00分～午前11時00分

2 場 所：千葉市議会棟 第5委員会室

3 出席者：

（委員） 榛澤委員、大谷委員、朝倉委員、澤本委員、西臨時委員

（欠席：山崎委員）

（担当課） 動物公園：石田園長、斉藤副園長、西野副園長補佐、蚊谷主査

（事務局） まちづくり推進課：簾課長、佐藤課長補佐、塚本主査、浅野主任主事

4 議 題

（1）委員長及び副委員長の選出について

（2）民間事業者の募集及び選定基準に関する事項について

「千葉市動物公園ふれあい動物の里」活性化事業者募集

5 議事の概要

（1）委員長の選任等

委員の互選により、榛澤委員が委員長に、大谷委員が副委員長に選任された。

（2）民間事業者の募集及び選定基準に関する事項について

「千葉市動物公園ふれあい動物の里」活性化事業者募集

公募資料（案）について、委員による調査審議を行った。

公募資料への意見反映については、委員長と事務局で調整とした。

6 会議経過

○佐藤まちづくり推進課長補佐

定刻となりましたので、ただいまより、平成27年度第1回千葉市公園等活用事業者選定委員会を開催いたします。

はじめに、お手元の参考資料の確認をさせていただきます。上から、座席表、本日の会議次第、参考資料1公園等活用事業者選定フロー、参考資料2千葉市公園等活用事業者選定委員会設置条例、参考資料3委員会名簿、参考資料4千葉市公園等活用事業者選定会議設置要綱、参考資料5会議の公開及び議事録の作成等について、以上、合計7点でございます。過不足ある資料はございませんでしょうか。

また、動物公園からの資料は、事前に送付した資料から一部文言修正等が入りましたので、本日は改めて資料をご用意させていただき、この資料で説明をさせていただきます。変更箇所については後程動物公園から説明がございます。

本日は、山崎誠子委員がご欠席でございますが、定員6名に対して、5名の委員が出席されております。

半数以上の委員の方々に出席いただいておりますので、千葉市公園等活用事業者選定委員会設置条例第5条第2号により、本日の委員会は成立しております。

初めに、前回の委員会以降に、新たに委員となられた2名の方を名簿順にご紹介させていただきます。

弁護士の澤本幸一委員でございます。

元東海大学海洋研究所教授兼海洋科学博物館館長の西源二郎臨時委員でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日は、委員の皆様の新しい任期における第1回目の会議となりますので、委員長並びに副委員長選出までの間、まちづくり推進課長を仮の委員長とさせていただきます。

議題（1）委員長及び副委員長の選出について

○簾まちづくり推進課長

委員長並びに副委員長選出までの間、仮委員長を務めさせていただきます、まちづくり推進課長の簾でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議題（1）委員長及び副委員長の選出に入ります。

委員長並びに副委員長の選出は、お手元にお配りしております、参考資料2千葉市公園等活用事業者選定委員会設置条例第4条の規定により、委員の皆様のご互選となります。

まず、委員長の選出につきまして、ご意見をお願いいたします。

－大谷委員より榛沢委員を推薦－

○簾まちづくり推進課長

ただいま、大谷委員さんより、榛沢委員さんを推薦する旨のご提案がございましたが、いかがでしょうか。

－異議なし－

○簾まちづくり推進課長

ありがとうございました。

それでは、榛沢委員さんを委員長にお願いしたいと存じます。

続きまして、副委員長の選出をお願いしたいと存じます。

－榛沢委員より大谷委員を推薦－

○簾まちづくり推進課長

ただいま、榛沢委員さんより、大谷委員さんを推薦する旨のご提案がございましたが、いかがでしょうか。

－異議なし－

○簾まちづくり推進課長

ありがとうございました。

それでは、大谷委員さんを副委員長にお願いしたいと存じます。

榛沢委員さんには委員長席にお座りいただき、準備ができましたら一言ご挨拶を、また、大谷副委員長さんにも一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

それでは、榛沢委員長からご挨拶をお願いいたします。

○榛沢委員長

改めまして、委員の皆様方のご推挙によりまして委員長という大役を仰せつかりました榛澤でございます。皆様方のお力添えを得ながら、会を進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○簾まちづくり推進課長

ありがとうございました。

次に、大谷副委員長からご挨拶をお願いいたします。

○大谷副委員長

同じく委員の大谷です。微力ながら副委員長として、榛沢委員長を陰ながら支え、円滑な議事進行に努めたいと思っております。よろしく申し上げます。

○簾まちづくり推進課長

ありがとうございました。

それでは、ここからは榛沢委員長に議事を進行していただきます。ご協力ありがとうございました。

議題（２）民間事業者の募集及び選定基準に関する事項について

「千葉市動物公園ふれあい動物の里」活性化事業者募集

○榛沢委員長

それでは、議題（２）民間事業者の募集及び選定基準に関する事項について 「千葉市動物公園ふれあい動物の里」活性化事業者募集の審議に入ります。

なお、会議の公開及び議事録の作成等については、参考資料５のとおりですのでよろしくをお願いいたします。

では、「千葉市動物公園ふれあい動物の里」活性化事業者募集について、担当課の動物公園より説明をお願いいたします。

○石田園長

動物公園の園長の石田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

動物公園ではリスタート構想というものをつくり、その一環として昨年遊園地を廃止し、解体・整地をしてきたわけですけれども、このたびそこに「ふれあい動物の里」という乗馬施設を中心とした施設をつくろうということで現在計画をしております。

さて、その運営となりますと、乗馬施設を入れるということで、市にもノウハウがないものですから、民間事業者の力を活用して実施していきたいと考えています。そこで、どのような方法がいいかということで、公園の管理許可を前提として検討をするということになりましたので、よろしくをお願いいたします。説明は担当からいたします。

○斉藤副園長

動物公園の斉藤です。よろしくをお願いいたします。

今ここに動物公園の全体平面図があります。全体は34ヘクタールです。左上の方にモノレール駅がございます。このモノレール駅は、千葉駅からだいたい12分ぐらいで、京葉道路の穴川インターからもすぐの場所です。昨年度の利用者数は約57万人。次に地形の説明ですが、周辺、遊園地の跡地なども含めまして平地になっていまして、図の中の緑で囲まれたところが台地になっています。その間の高低差が約12～13メートルあります。今回ご審議していただく場所については、西門と正門の間に合った遊園地の跡地を今、ふれあい動物の里として整備をしており、来年の4月にオープンする予定です。この整備をしているところに、ポニーの引馬を実施したいと。それを民間の活力やアイデアでイベント等をやってもらいながら、活気を出してもらいたいということで今回出させていただきます。

続いて施設の説明をさせていただきます。

イメージとしては、ポニーを芝生のパドックの中で、係員がお客さんを乗せて1周すると。パドックは約1,200平方メートルありまして、パドックの中をコースとしては2コースとれるような形で作っております。パドックに接している建物はウマ舎で、この他に管理事務所、屋根付きの休憩所、ここには授乳室もあります、それとトイレ、そして四阿ということになります。芝生広場のAとBとDの部分は、民間事業者さんがイベントなどをできる広場として考えています。それで、将来的にはAの部分にコンタクトコーナー、テンジクネズミなどが触れるコーナーも考えている。そして、築山にはヤギ山を計画しております。施設の説明は以上でございます。

続きまして、概要版で説明をさせていただきます。「千葉市動物公園ふれあい動物の里」活性化事業者募集要項の概要について説明いたします。

「1 事業の目的及び施設の概要」として、(1) 募集の目的です。先ほど園長から大体の説明がありましたけれども、千葉市動物公園ふれあい動物の里は、園内の遊園地跡地に、乗馬広場・芝生広場を中心に整備を進めており、平成28年度春に開園する予定です。ふれあい動物の里では、モノレールから動物園の楽しさが感じられる場、人間と動物がともに楽しめる場として、引き馬による乗馬サービスの運営や、賑わいを創出するイベントを開催するなど、積極的に利活用を図ることとしています。民間事業者等のアイデアや技術力、資金力をふれあい動物の里の活性化に活用するため、民間事業者等の募集を行います。(2) 施設の位置・概要については、先ほどご説明いたしましたので省略させていただきます。トイレは改造して和式だったのをすべて洋式にして、温かい便座をつけます。他には授乳室は3箇所設けてあります。ウマ舎は、ウマについては3頭、ポニーは9頭、牛も入るような部屋があります。

「2 事業の概要」については、事業の内容として、乗馬広場における乗馬サービスの提供をしていただきます。また、芝生広場等における話題性・集客性のあるイベントの開催をしていただくとともに、飲食物販もしていただく。それと、動物の里内の巡回・美化・利用調整等も行っていただきます。事業のしくみについては、事業者は、企画提案を基本とした運営計画を定め、本市と基本協定を締結します。事業開始後は、運営計画に基づいて自己資金によって業務を行います。事業者は、都市公園法に基づく管理許

可を受けて所定の使用料を納付していただきます。下に表がありますけれども、乗馬広場、ウマ舎・管理事務所含めて、管理許可で月あたり1平方メートル14円の使用料が発生する。主に引き馬による乗馬サービスとか馬の飼育展示、乗馬広場等の維持管理を行います。芝生広場は2つありまして、有料の行催事等を実施する区域と無料のところがありますけれども、行催事等をできる有料のところについては、AとBとD、ここは使用料が発生しますと。で、他の芝生広場、築山だとか、無料の行催事等ができるところ、団体利用の調整をするところ、そういったところは減免ということになります。そして、飲食物販を行う場合、例えばキッチンカーとか自動販売機など、そこについては設置許可をすることとして、月あたり平米100円以上が使用料として必要になります。事業の期間については、平成28年4月下旬から平成33年3月31日までの5年間、ただし、市が必要と認める場合は、最大2年の延長が可能としております。

そして、「3 企画提案について」です。企画提案項目（審査内容）及び選定基準について（詳細は資料1のとおり）というところですが、先ほど、以前配っていた資料と今回配った資料で違いがあると言ったところの1つがここのところで、及び選定基準について（詳細は資料1のとおり）というところを付け加えております。

続いて説明に入ります。ア 行催事等の運営に関する事項についてです。動物公園の特徴を踏まえた内容、集客やにぎわい創出の効果ができる、実施スケジュールがしっかりしている、有料の行催事等を行う区域が設定できる、運営管理、安全体制もしっかりしている、です。イ 乗馬広場の運営に関する事項は、乗馬サービスの提供日・時間・料金等や、従業員の配置、経歴、安全管理体制等についてです。ウ 飲食物販に関する事項では、飲食物販の営業日・時間・場所・商品の内容等です。エ 事業全体に関する事項ですが、接客、利用調整、飼育管理、安全管理等や地域や雇用への配慮、資力、収支計画です。オ その他任意の提案事項では、乗馬広場の活用や収益還元その他園全体の活性化につながる有効な提案としています。

次に、企画提案に当たっての条件です。行催事等は動物公園内で実施する事業として適切であること、行催事等の広報・告知に関しては市が可能な限り協力するものであること、指定期日まで事業計画、月間予定表、行催事等の実施要領等を提出すること、必要な保険に加入すること、2（2）に要する費用は、事業者の負担とし、公園としての通常の維持管理は原則として市の負担であること、ウマの展示は、動物園の機能の一つであることから乗馬サービスを提供していない時間であっても、ウマの展示を行うこと、ウマの飼育展示に要する施設の維持管理費用の一部は市で負担するほか、2年度目以降、来園者数や収支の状況を踏まえて、ウマの飼育展示に要する費用の分担について市と協議することができることとしています。これは、1年やってみて、入園者数とかを見て市と協議ができるということです。他に、事業の費用に充てるために企業協賛を得て運営することができることとしています。

「4 応募資格要件」として、一般的な入札参加資格要件に加え、下記の要件を設定しています。国内に本店又は本社等を有する法人であること、動物取扱業者の登録を受けている者、飲食業を行う場合は、飲食店営業の許可を持つものであることとしていま

す。

「5 公募等のスケジュール」は、今日、平成27年10月29日に選定委員会を開催しています。そして、11月4日に募集要項の公表をいたします。11月11日は質問書受付締切、11月13日に質問書の回答をいたします。11月25日で応募書類締切でございます。12月8日には、選定委員会を開催し、事業者ヒアリング・採点を行います。12月21日に選定会議・決定通知をいたします。来年になって、2月5日に事業計画提出・協議・協定締結をいたします。3月18日には、工事している現場、ポニーだとかそういったところが竣工します。それで、4月1日に管理許可をする、で、4月の下旬に運営開始をするという予定になっております。

○榛沢委員長

長くなりますので、一旦ここで切らせていただきます。

○斉藤副園長

はい。

○榛沢委員長

今のところは、「千葉市動物公園ふれあい動物の里」活性化事業者募集要項という冊子がございます。事業の目的及び施設の概要は6ページから9ページ、事業の概要は9ページから11ページと、これについて説明がありました。今までの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますか。

○朝倉委員

管理許可とありますが、使用料の納付の時期は、募集要項にはありますか。毎月なのか、年度初めなのか、分割できるのかなど、募集要項に入れた方が良いのではと思います。

○西野副園長補佐

募集要項の15ページの6番の(2)に、使用料等は年度ごとの事前納付となります、なお、市長が指定する日までに納付されなかった場合は、延滞金を徴収いたしますという記載がございますので、年度ごとの事前納付ということで募集をさせていただきます。

○榛沢委員長

年度前に支払っていただくことということによろしいでしょうか。

○西野副園長補佐

はい。

○大谷副委員長

かつて遊園地だったところということで、遊園地の時は賃貸料というものはかからなかったのでしょうか。気になっているのは採算のところ、一生懸命企画をしてやってみらうのですが、賃料をだいたい月額15万円ぐらい発生する可能性があるのかなど。賃貸料以外にも飲食やウマのエサ代などもかかるので、そういった部分も含めて許可使用料を考えられているのかということです。

○西野副園長補佐

遊園地の時代は業務委託をしております、収入は千葉市が直接受けておりました。

廃止する直前だと採算はトントン、それまでのランニングコストを踏まえたキャッシュフローとしてはプラスということでした。管理許可使用料ですが、条例上の規定ですね、520円が最大ということでやっています。で、単純に市がレストランの場所を用意するという場合は、市内すべての公園において520円の許可使用料を設定しておりますが、いわゆる公益部分、本来行政が担う部分をやっていただく場合は、他の公園などでも月額14円という設定がありまして、それを踏まえて設定させていただいております。

○榛沢委員長

大谷委員、14円というのは高いんですか、安いんですか。

○大谷副委員長

高いかどうかはわからないんですけど、ただ今朝倉委員からも指摘があったように、年度初めに納めるということで、かかるところとかからないところがあると思いますが、14万円ぐらい月にかかるんですね、それを12か月だと160万円なので、収支計画を立てるうえで大変かなと思ったんですけどどうでしょう。

○西野副園長補佐

現状では14円で設定しているところに関しては、昭和の森のユースホステルがありますが、採算が取れないという話は聞いておりません。で、動物公園は今520円でレストランや売店をやっておりますが、売店は場所場所によるんですが、大きな赤字を生んでいるという話は聞いておりません。現状としては来園者数が少ないところもあるんですけども、一般的に60万、70万の来園者数があれば基本的には採算ベースは取れると。520円でも採算が取れているので、14円でも大丈夫と思います。

○榛沢副委員長

はい、大谷委員からは公認会計士の視点で経済的な面からご指摘いただきました。ありがとうございます。

それでは、専門的な意味で西委員から何か。

○西臨時委員

いわゆる動物園ですよ。動物園は教養施設ということになっていて、教養的な狙いがあるのかと思うんですけど、事業の目的の中に楽しみとか賑わいという言葉は出てくるんですけども、教養につながるような言葉がこの事業では出てきていないような。動物園は動物に対する理解を深めるというのが書いてあると思うんですけども、そういうことは今回の事業の中では全く考えなくてもよろしいのかどうか。

○榛沢委員長

情操教育をかねるとかそういうことも。

○西臨時委員

そういうことも当然のこととして書いてないのかもしれないけれども、やっぱり書いておく方がいいんじゃないかなと。

○石田園長

千葉市動物公園はですね、都市公園法上の動物園ではなくてですね、公園なんですよ。ご存知の方もいらっしゃるかもしれないですけど、上野動物園の場合は上野公園の中に

ある動物園で、要するに公園施設ということになります、公園の中に設置できるものなんですね。もう1つ多摩動物公園というのがあります。あれは公園そのものなんですね。ですから、公園の中に動物園があるのではなくて、公園そのものなんです。葛西の臨海水族園は、葛西の臨海公園の中にある水族園という公園施設なんですね。従いまして動物公園というのは、性格的に、動物を飼っている公園ということでありまして、公園的要素をベースにしてその上に動物的なカバーをかぶっているという位置づけなんで、ちょっと普通の動物園とは、ちょっと、微妙にですけど異なる性格です。そういうことを鑑みてると、基本的には公園的要素と動物的要素があれば成立するわけです。もう1つは、具体的にこの場所の特殊性について言いますと、ここは実は計画的には本園の方にある子ども動物園を移設するという計画があるのですが、今年はたまたま予算上の問題があって途中でやめたわけです。基本計画を前提にして動物を選定したりするということです。場所の空いているところも、将来的にヤギ山だとかプレイコーナーだとか、教育施設が中心になりますし、さらにビジターセンターを入れることになっておりまして、そういう将来構想の中の第1弾としてこれを実施するということになっています。表現として、ここに教育的なことを入れるということはもちろん可能ですが、今回はそういうことでそんなに強く意識しないで済ませるといった状況なんです。

○西臨時委員

動物への理解を深めるとか、一言ある方がいいと思う。

○西野副園長補佐

まず費用負担の部分で、16ページになりますが、乗馬サービスその他収益事業に係らない、いわゆる乗馬広場における飼育展示に直接必要とされる部分に限り市が負担するとされています。この考え方はですね、いわゆる乗馬サービスのような収益が発生するようなものは実施団体さんでやってもらいますと、で、教育普及的なものは市が負担するという整理をしています。

○西臨時委員

ということは、市がやっていくと。

○西野副園長補佐

一方ですね、後で説明させていただきますが、選定基準の中で、動物園の特徴を踏まえているだとかリスタート構想を踏まえているというところもありますので、民間事業者の方もそれらを読み取って、その辺を提案として出てくるのを期待しているところです。

○榛沢委員長

この点については、事務局預かりにさせていただきます。

○澤本委員

私は動物公園に行ったことがあるが、基本的に見るところではなくて、子どもさんが動物とふれあうところかなど。そこで、ポニーとかがおとなしいのだけがをさせることではないのかと思うけど、管理とかそのあたりのところはどうなっているのかなど。そういった事業の経験値はあるのでしょうか。

○榛沢委員長

今の件につきましてどうですか。

○石田園長

冒頭でも申し上げましたが、私ども、そういった経験とか実績はありませんし、ノウハウもありませんので、そういう専門の業者の中から選ぶということになります。なので、そういうノウハウがないところはだめだと思います。それがなければ、最初からはじかれるということになると思います。そういった業者については、ポニーに乗せて事故を起こしたという事例は聞いておりません。ちゃんと調教ができているという、まともな業者であれば、そういうこともできているだろうと。

○榛沢委員長

今の件ですけれども、リスクの面からのご指摘ですが、募集要項では18ページから19ページでふれておりますが、万が一何かあった場合には、業者の責任としておく方が良いのでは。

今のことは改めて事務局に預りとさせていただきます。

では、次に選定基準のお話をお願いいたします。

○斉藤副園長

では、選定基準について、資料1で説明します。

選定基準ですけれども、左側に大項目と小項目とありまして、大項目の中に1番、2番、3番、4番、5番とありまして、1番、2番、3番、これが今回行催事だとかウマの広場とかに関するところで6割程度、4番については事業全体に関する事項として3割ぐらい、5番目としてその他任意の提案があり、これは加点できるような方式です。そしてこの1から4の小項目の配点で30パーセントに満たない場合は失格となります。また、大項目1から4については、それぞれの合計が50パーセントに満たない場合は失格ということになります。大まかな配点は、6割がふれあい事業に対する配点で、あとは3割ぐらいが一般的なこととなっています。1番の中で主な行催事等の内容の中で、動物園と公園の要素を兼ね備えた、動物公園の特徴を踏まえた内容、この辺で業者さんが力を発揮できればというふうに思っております。あとはご覧のとおりで、乗馬については、1番の乗馬サービスの提供というところで回数だとか料金、そんなもの採点することになっています。運営管理体制とか安全管理体制とかいうものも、採点の基準になるということです。以上でございます。

○榛沢委員長

はい、どうもありがとうございました。

今の説明に対しました、ご質問、ご意見伺いたいと思います。

○朝倉委員

2番の3ですね、安全管理体制なんですけれども、乗馬サービスを提供している企業が応募してくると思いますので、従業員さんの経験の他に、乗馬サービスを体験したことがあるウマを持っているか、経験の浅いウマなのか、そういったことも聞いてもいいのかなと。それと、乗馬関係だけがをしたときの保険は別途入るのかなと。園内全体で

何かあったときの保険というのは、市が入っていると思いますが、乗馬サービスでけがをしたときの保険というのは事業者さんの方で入ってもらった方がいいのかなと思いました。

○大谷副委員長

私は、配点の中で4の9の収支計画についてももう少ししっかり見た方がいいのかなと思いました。低すぎるのかなと。それですね、逆に5の2の収益還元に関する提案ですが、これは事業に伴い収益が発生した場合に園や利用者に対して還元する提案をとありますが、収益が発生した場合には市に返してよというところは気の毒かなと思いました。

○石田園長

これはおっしゃる通りだと思います。変えるとしたらどのくらいが適当でしょうか。

○大谷副委員長

できれば、4の9の収支計画にプラス2点、5の2の収益還元を2点引いてというのはどうでしょうか。

○石田園長

そのようにします。

○榛沢委員長

では、全体に見れば1から3までで6割、4と5で4割ですが、全体のバランスはいかがですか。

○大谷副委員長

大丈夫だと思います。

○西臨時委員

今のと同じような感じですが、4の4の飼育管理が2点というのは、ポニーってそんなに難しくないからかと思いますが、動物管理が一番の基本になりますから、他でも2点ってあんまりないんですけれども。他にこういう要素が入っていて、例えば飼育技術だとかそういうものは他の項目で評価しているということであればいいんですけれども。どこを削るのかというのはわからないんで。

○榛沢委員長

例えば、大項目1の1から3は6点ずつになっています。西委員のご指摘の形でやるとしたら、他の項目の評価を減らして飼育管理の評価を増やすとか。例えば3のところを4点にして持っていくこともありますね。

○石田園長

全体で動物の飼育っていうのは評価がペーパーだと難しいんですよ。先ほどウマは安全なのかっていうご質問がありましたけれども、それと同じでウマは連れてこないとわからないんで、ウマの履歴を見せてもらってチェックするというのは難しいのかなと思っています。履歴だけではわからなくて、個性もあつたり、そういう意味では信用するしかないところがあるが、飼育管理をきちんとやっているかどうかというところを言葉でやらせていただくようにして、点数管理としても先生のおっしゃる通り飼育管理の

点数を増やすようにします。

○榛沢委員長

よろしいですか。

○澤本委員

先ほどからリスクマネジメントの話が出ていますけれども、ポニーは本当に安全だと思いますが、リスクマネジメントをこの表で考えると、費用の問題と動物のところをちゃんとやれよというところと、それはぶつかるところがあると思います。その辺がこの表には反映されているかなと。

○榛沢委員長

今の質問に関しては、事故・災害発生時というところの危機管理についてはありますが、今ご指摘のところはいかがですか。

○石田園長

もうちょっと広い意味で、大項目1番の5番のところと大項目2番のところの4番、それから大項目4番のところの5番で管理全体についてはそこで配慮しているつもり。危機管理といったところは災害的なので、そこは少し点数は低めになっていますけれども、通常の管理ベースをしっかりとやろうねと、配点は高くなっているつもりです。

○榛沢委員長

どうですか、全体的に網羅されていますので、少し整理していただき、我々も点数つけやすいようにお願いします。

では、今ご指摘があった点だけ直させていただいて、他のところは、この選定基準でよろしいですか。

－異議なし－

○榛沢委員長

では、修正が必要なものにつきましては、市と私とで調整させていただいて、委員の皆様にご報告させていただくということにいたします。

○榛沢委員長

なお、今回ご欠席の山崎委員から事務局に事前にご意見を伺っていると聞いておりますので、事務局より説明をお願いします。

○佐藤まちづくり推進課長補佐

本日ご欠席の山崎委員からは、募集要項・選定基準（案）については、「特に意見はありません」ということです。

なお、コメントとして、「最近の異常気象、地震、動物による感染症等、突然起こる危機に関して、速やかな対処を行政と連携できるよう、打ち合わせ、連絡の徹底ができる組織の確立、人材の確保がきちんと担保されている必要があると思います。」とのお話を頂戴しております。

○榛沢委員長

ありがとうございました。今回の議題の公表手続きにつきましては、皆様へのご報告時に併せてお伝えいたします。

次回、企画提案書の審査・評価に関する委員会にご欠席する委員がございましたら、事前に評価をいただき、当日の他の委員の評価結果とあわせて最終的な委員会の評価とすることによろしいですか。

－異議なし－

○榛沢委員長

委員の皆様のご協力により、本日の委員会を円滑に進めることができました。大変お疲れ様でした。皆様どうもありがとうございました。